

令和4年3月11日

総務文教常任委員会

民生常任委員会

産業建設常任委員会

連合審査会 会議録 協議内容

◇会議録

1 日 時 令和4年3月11日(金)
開 会 13時30分 閉 会 15時21分

2 場 所 役場3階会議場

3 出席者 総務文教常任委員会
委員長 若山和幸 副委員長 野原恵子
委 員 石川康弘 谷口和弥 芳滝仁 小川純文

民生常任委員会
委員長 小田新紀 副委員長 藤原孟
委 員 藤谷謹至 小島智恵 荒貴賀 中橋友子

産業建設常任委員会
委員長 田口廣之 副委員長 岡本眞利子
委 員 内山美穂子 酒井はやみ 千葉幹雄

議 長 寺林俊幸 (以上18名)

4 説明員 町 長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 企画総務部長 山岸伸雄
住民福祉部長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 笹原敏文 札内支所長 新居友敬
教 育 部 長 山端広和 政策推進課長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博 住民生活課長 谷口英将
防災環境課長 寺田 治 福 祉 課 長 檜木良美
水 道 課 長 松井公博 農業振興担当参事 山本 充
住 民 課 長 武田健吾 生涯学習課長 石田晋一
契約管財係長 田村真由美 政策推進課副主幹 鳴海走也

5 事務局 局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜

6 審査事項及び内容

総務文教常任委員会に付託された議案の審査について

- (1) 議案第23号 幕別町公の施設の使用料等に関する条例
- (2) 議案第24号 幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
- (3) 議案第25号 幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

その他

◇調査内容

(開会 13:30)

[開会]

○委員長(若山和幸) ただいまより、総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会連合審査会を開会いたします。

これよりインターネット中継を始めます。

審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第23号から議案第25号までの3議件につきましては、民生、産業建設両委員会の所管に関連があることから、両委員会に連合審査会開催の申入れをし、同意をいただきましたことから、会議規則第71条の規定に基づく連合審査会を開催し、審査をすることとなりました。

連合審査会の議事につきましては、議会運営に関する基準116により、私がその大任を仰せつかることとなります。

不慣れではありますが、条例審査について闊達な議論と円滑な会議の進行に努めてまいりたいと思っておりますので、特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

[連合審査の確認]

○委員長(若山和幸) ここで、連合審査会について確認させていただきます。

連合審査会につきましては、会議規則第71条の規定に基づき開催されるものですが、その取扱い等については、「会議規則の留意点(第7章委員会)第71条(連合審査会)」及び「議会運営に関する基準第8章委員会」に定められています。

まず、開催に当たっては、付託された事件が他の委員会の所管に関連がある場合に開くことができるとされ、連合審査会では、付託された委員会以外の委員は、審査のための説明、質疑、意見を行うと定められております。

また、議案に対する討論、採決、審査報告については、付託された委員会が行うと定められています。

したがって、この連合審査会におきましては、提案説明、質疑、意見までとさせていただきます。

なお、各委員におかれましては、所属する委員会の所管事項を主眼とした、闊達な質疑をお願いいたします。

[一括議題]

○委員長(若山和幸) それでは、1、総務文教常任委員会に付託された議案の審査について、(1)議案第23号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例から議案第25号、幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例までの3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

企画総務部長。

部長、マスクを取って説明してもよろしいです。

○企画総務部長（山岸伸雄）　ありがとうございます。

議案第 23 号、幕別町公の施設の使用料に関する条例、議案第 24 号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第 25 号、幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

お手元に議案書の 4 ページ、議案説明資料 2 ページをお開き願いたいと思います。

はじめに、条例の制定趣旨と経過をご説明いたしますので、議案説明資料の 2 ページをご覧くださいと思います。

1、「制定趣旨」についてであります。

平成 28 年 3 月に策定しました「第 4 次幕別町行政改革大綱」の推進項目に、「使用料・手数料受益者負担の見直し」及び「公共施設使用料減免の見直し」を掲げております。このため使用料・手数料については、算定方法を明確化することで、料金の適正化を図るとともに、受益者負担の原則の徹底及び減免基準の見直しにより、負担の公平性、公正性を確保することを目的に、令和 3 年 1 月、幕別町使用料等審議会への諮問を行い、同年 12 月 3 日に答申をいただいたところであり、本年 2 月 22 日に「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、公の施設の使用料をはじめ、使用に関する手続きなど施設の設置に係る個別条例で定めております共通の項目を一括して規定すべく、本条例を制定しようとするものであります。

2、「使用料・手数料の見直しに至る経過」についてであります。

使用料・手数料の見直しに当たりましては、幕別町使用料等審議会条例に基づき、商工会をはじめとする町内の各種団体からご推薦をいただきました識見を有する方 10 名と、公募による 5 名を合わせた 15 名の委員で構成する幕別町使用料等審議会を設置し、令和 3 年 1 月 29 日に開催の第 1 回審議会において、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」を諮問し、5 回にわたりご審議をいただきました。

12 月 2 日に開催した第 5 回審議会において、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」が決定され、翌日の 12 月 3 日に答申をいただいたところであります。

この間、総務文教常任委員会の所管事務調査をはじめ、パブリックコメントを実施し、42 人の方から 70 件のご意見等をいただくとともに、各担当課による関係団体等への説明や意見を伺うなどとし、基本方針案の一部修正、追加を行うなど、審議会で審議いただき、答申をいただいたところであります。

その後、「基本方針（案）」の総務文教常任委員会と全員協議会での説明を経て、本年 2 月 22 日に「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定したところがあります。

3 ページをご覧ください。

「幕別町公の施設の使用料等に関する条例」の制定後の規定項目についてであります。

左側に記載しておりますように、現行、公の施設は、施設ごとの設置条例に、設置や目的、名称、位置をはじめ、使用者の範囲や使用料などを定めております。

中ほどから右側にかけて記載しておりますように、このたび制定いたします「幕別町公の施設の使用料等に関する条例」は、公の施設に共通している使用者の範囲や使用の承認のほか、「基本方針」に基づき算定した公の施設の使用料の額をはじめ、使

用料の減免や還付、使用の予約、キャンセルなど共通した項目を一括して定めようとするものであります。

このことから右側に記載しておりますが、規定の「公の施設の設置に係る個別条例」には、設置、目的、名称、位置などを定めるにとどめ、使用に係る手続き及び使用料等は、「幕別町公の施設の使用料等に関する条例」で定める旨を規定しているものであります。

本条例において、使用料を定める公の施設は、下段米印の①札内コミュニティプラザをはじめ、⑰幕別ふるさと味覚工房まで記載の合計 98 施設であります。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

議案書の 4 ページをご覧ください。

第 1 条は、趣旨を定めております。

幕別町が設置する公の施設の使用に関し、法令または他の条例で定めるもののほか、必要な事項を本条例で定める旨を規定しております。

第 2 条は、使用者の範囲を定めております。

第 1 項は、施設を使用することができる者は、町の区域内に住所を有する者とし、幕別町ふれあい交流館及び幕別町老人福祉センターは 65 歳以上の方、働く婦人の家は女性労働者に限るとし、設置目的から限定しているものであります。

第 2 項は、施設を管理する町長または教育委員会と指定管理者は、施設の目的に則した事業の実施に支障がないと認めるときは、前項に規定する者以外の者に使用させることができるとするものであります。

第 3 条は、使用の承認を定めており、第 1 項は、施設の使用前に町長等の承認を受けなければならないこと、第 2 項は、公序良俗を害する恐れがあると認めるときなど、施設の管理上支障があると認めるときは、使用の承認をしないものとする、第 3 項は、施設を占用して使用することのできる者の要件は、町長等が別に定める旨を規定しております。

5 ページをご覧ください。

第 4 条は、行為の制限を定めております。

施設において物品の販売や興行などを行う場合は、町長等の承認を受けなければならない旨を規定しております。

第 5 条は、目的外使用等の禁止を、第 6 条は、施設の使用に当たっての特別の設備または特殊物品の搬入に参入する際の承認を定めております。

第 7 条は、使用料を定めております。

第 1 項は、施設の使用につき、後ほどご説明申し上げますが、別表に定める使用料を納付しなければならないこと、第 2 項は使用料は町長等が特別の事情があると認めるときを除き、施設を使用する日までに納入しなければならない旨を規定しております。

ここで別表の説明をいたしますので、10 ページをご覧くださいと思います。

別表といたしまして、「1、札内コミュニティプラザ」から、17 ページの「14、幕別町趣味の作業所」「15、幕別町老人福祉センター」「16、幕別町老人健康増進センター」「17、幕別ふるさと味覚工房」までの各施設の区分、単位に応じて、使用料の額を定めております。

恐れ入ります。5 ページにお戻りください。

第8条と6ページの第9条は、入場料を徴収する場合や、営利を目的として使用する場合の使用料のそれぞれの加算について規定しております。

第10条は、使用料の減免を定めておりますが、第1項の町が自ら使用する場合や、第2項の町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が町が認める行事のために使用する場合など、記載の第9号まで及び第2項に該当する場合、使用料について減免する範囲を明確に定めたものであります。

7ページをご覧ください。

第11条は、使用料の還付を、第12条は、使用の予約を、第13条は、キャンセル料を定めており、それぞれ1号から3号の期間についてキャンセル料を定めているものでございます。

8ページをご覧ください。

第14条は、使用の承認の取消等を、第15条は、原状回復を、第16条は、建物、設備、備品等を破損した際の損害賠償を定めております。

9ページをご覧ください。

第17条は、指定管理者に施設の管理を行わせる場合の施設の利用料金について規定しております。

第18条は、委任規定であります。

附則についてであります。

第1項は、この条例は令和4年10月1日から施行するとするものであります。

第2項は、経過措置を定めております。この条例の施行日前に幕別町札内コミュニティプラザ条例をはじめ、10ページにわたりますが、幕別ふるさと味覚工房設置条例など、個別の設置条例の規定によりなされた処分、手続き、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすという経過措置であります。

第3項は使用料の額に係る経過措置であります。

第2条第1項に規定する者、これは町民であります。町民と第2条第2項に規定する者、これは町民以外の者であります。町民以外の者で町長等が「特に認める者」は、令和7年3月31日までの間に限り、使用料の額に2分の1を乗じた額とする経過措置を規定するものであります。

第4項は準備行為を定めております。

以上で、議案第23号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の説明を終わります。

次に議案第24号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

議案書の18ページ、議案説明資料の4ページをお開きください。

本条例は、議案第23号幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定に伴い、公の施設の設置に係る個別条例のうち、関連する23の条例の一部改正と、7つの条例の廃止を行おうとするものであります。

議案説明資料の4ページをご覧ください。

整備条例第1条は、「幕別町札内コミュニティプラザ条例」の一部改正であります。

新旧対照表では、第1条から第3条の記載を省略しておりますが、第1条は設置を、第2条は名称及び位置を、第3条は施設が行う事業を定めております。

整備条例第2条以降の他の公の施設の設置条例においても、このような規定を条文

の当初に定めてるものであります。

議案第 23 号の「幕別町公の施設の使用料等に関する条例」で定めている規定を削るものでありますが、これについては、以下の整備条例等も同様であります。

第 4 条として、使用時間及び休館日を規定し、第 5 条はコミュニティプラザの使用に係る手続き及び使用料等については、「幕別町公の施設の使用料等に関する条例」で定めるとするものであります。

8 ページまでお進みください。

整備条例第 2 条は、「幕別町コミュニティセンター条例」の一部改正であります。

第 3 条として、使用時間及び休館日を規定し、第 4 条は、センターの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

次に、13 ページまでお進みください。

整備条例第 3 条は、「幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例」の一部改正であります。

他の公の施設の個別条例との整合を図るため、条例の名称をはじめ、第 1 条を「設置」規定に、第 2 条を「名称及び位置」規定に改めるものであります。

15 ページをご覧ください。

第 3 条として、使用時間及び休館日を規定し、第 4 条は、センターの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

18 ページまでお進みください。

整備条例第 4 条は、「幕別町公民館条例」の一部改正であります。

第 3 条として、使用時間及び休館日を規定し、第 4 条は、公民館の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

21 ページまでお進みください。

整備条例第 5 条は、「幕別町民会館条例」の一部改正であります。

第 3 条として、使用時間及び休館日を規定し、第 4 条は、会館の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

27 ページまでお進みください。

整備条例第 6 条は、「幕別町百年記念ホール条例」の一部改正であります。

第 4 条として、使用時間及び休館日を規定し、第 5 条は、記念ホールの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

29 ページをご覧ください。

第 6 条第 2 項は、指定管理者に管理を行わせる場合の指定管理者の行う業務を加えるものであります。

35 ページまでお進みください。

整備条例第 7 条でございます。「幕別町まなびや条例」の一部改正であります。

第 2 条は、まなびや中里の位置を 153 番地 1 に改めるものであります。

第 3 条は、文言を修正し、第 4 条として、使用時間及び休館日を規定し、第 5 条は、

まなびやの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

37 ページをご覧ください。

整備条例第8条は、「幕別町集団研修施設こまはた条例」の一部改正であります。

第2条は、位置を549番地1に改めるものであります。

第3条として、使用時間及び休館日を規定し、第4条は、研修施設の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

40 ページをご覧ください。

整備条例第9条は、「幕別町体育施設条例」の一部改正であります。

第2条は、名称及び位置を定めております。

なお、これまで条例に体育施設として規定していなかった施設を表に追加するものであります。

野球場の部に依田公園野球場、41 ページになりますが、札内川河川緑地野球場を加えて、ソフトボール場、テニスコート、アーチェリー場、バスケットコート、サッカー場、ラグビー場の部を加え、名称と位置を定めるものであります。

第3条として、使用時間及び休憩時間を規定し、第4条は、体育施設の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

45 ページまでお進みください。

整備条例第10条は、「幕別町体育館条例」の一部改正についてであります。

第3条として、使用時間及び休館日を規定し、第4条は、体育館の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

47 ページをご覧ください。

第13条を第5条に改め、所要の文言整理を行うとともに、第2項として、指定管理者に管理を行わせる場合の指定管理者の行う業務を加えるものであります。

52 ページまでお進みください。

整備条例第11条は、「幕別町保健福祉センター条例」の一部改正であります。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている第4条「使用料」の規定を削り、第4条として、使用時間及び休館日を規定し、第5条は、センターの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

53 ページをご覧ください。

整備条例第12条は、「幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例」の一部改正であります。

第4条として、使用時間及び休憩時間を規定し、第5条は、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の規定はふれあいセンター福寿の使用について準用する。ただし、使用料は、本条例の別表第1と第2のとおりとすることなどを定めているものであります。

57 ページまでお進みください。

整備条例第13条は、「幕別町働く婦人の家条例」の一部改正であります。

第1条、第2条及び第3条は所要の文言整理を行い、58ページになりますが、第4条として、使用時間及び休館日を規定し、第5条は、施設の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

60ページをご覧ください。

整備条例第14条は「幕別町ふれあい交流館条例」の一部改正であります。

第3条は、所要の文言整理を行い、第4条として、使用時間及び休館日を規定し、第5条は、交流館の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

61ページをご覧ください。

整備条例第15条は「幕別町趣味の作業所条例」の一部改正であります。

第1条及び第2条は、所要の文言整理を行うものであり、第3条として、使用時間及び休館日を規定し、第4条は、施設の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

63ページをご覧ください。

整備条例第16条は、「幕別町老人福祉センター設置条例」の一部改正であります。

第3条は、所要の文言整理を行い、第4条として、使用時間及び休館日を規定し、第5条は、センターの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

65ページをご覧ください。

整備条例第17条は、「幕別町老人健康増進センター条例」の一部改正であります。

第3条として、使用時間及び休館日を規定し、第4条は、増進センターの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

第5条は文言整理であります。

66ページをご覧ください。

整備条例第18条は、「幕別町火葬場条例」の一部改正であります。

基本方針の適用除外施設として取り扱うものであります。

火葬場は故人と生前のお姿でお別れする最後の場所であり、現状においては御遺体を火葬に付さなければならないことから、他の公の施設とは異なる性質を有する施設であります。

本施設は、全ての住民がいずれ等しく使用する施設であることに加え、十勝管内において9市町村が無料である状況に鑑みまして、生前、町の発展に寄与されたことへの感謝として、第4条を改め、町民の使用料を無料とするとするものであります。

なお、町民以外の方の使用にあっては、火葬炉の維持修繕費用のコストを計算し、受益者負担割合を10割として使用料を改めようとするものであります。

第5条、「使用料の減免」は、所要の文言整理を行うものであります。

67ページをご覧ください。

別表で、町民以外の方々の使用に関する使用料を定めております。6歳未満の死体の使用料を3万円に、6歳以上15歳未満の死体の使用料を4万円に、15歳以上の死体の使用料を5万円に、その他の火葬の使用料を1万円に改めようとするものであります。

68 ページをご覧ください。

整備条例第 19 条は、「幕別町ふるさと味覚工房設置条例の一部改正」であります。

第 3 条として、味覚工房が行う事業を追加し、第 4 条として、使用時間及び休館日を規定し、第 5 条は、味覚工房の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

69 ページをご覧ください。

整備条例第 20 条は、「幕別町農業担い手支援センター条例」の一部改正であります。

第 1 条は、見出しを「設置」に改め、所要の文言整理を行うものであります。

第 3 条として、支援センターが行う事業を追加し、第 4 条として、使用時間及び休館日を規定し、第 5 条は幕別町公の施設の使用料等に関する条例の規定は支援センターの使用において準用する。ただし、使用料は、本条例の別表第 1 と第 2 のとおりとすることなどを定めているものであります。

73 ページまでお進みください。

整備条例第 21 条は、「幕別町営牧場条例」の一部改正であります。

記載を省略しておりますが、本条例第 12 条は、町営牧場の管理運営についての諮問に応じるため、町営牧場運営委員会を設置すると定めております。

第 4 条の改正は、近年、町内の農用雌馬とその子馬は預託実績がなく、今後の預託も見込めない状況でありますことから、運営委員会からの答申に基づき、第 4 条、第 1 項の表中の「農用雌馬及びその子馬」を削るものであります。

これに伴いまして、第 5 条中、「牛馬」を「牛」に改め、74 ページの別表中、「農用雌馬及びその子馬」を削るとともに、乳用雌牛及び肉用雌牛の預託に係る牧場使用料の町内を 260 円に、町外を 520 円に改めようとするものであります。

75 ページをご覧ください。

整備条例第 22 条は、「幕別町スキー場条例」の一部改正であります。

第 2 条は、公の施設に係る附属施設の整理と文言整理を行うものであります。

第 4 条は、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の規定は、スキー場の使用に関して準用する。ただし、使用料は、本条例の別表第 1 と第 2 のとおりとすることなどを定めているものであります。

第 5 条は使用の制限を定めております。文言整理であります。

77、78 ページをご覧ください。

別表第 1、第 2 の表を使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づいて算定した使用料の額に改めるものであります。

80 ページをご覧ください。

整備条例第 23 条は、「幕別町都市公園等条例」の一部改正であります。

第 2 条第 2 項は、都市公園内の公園施設のうち、他の条例に設置を規定している施設を定めており、整理するものであります。

ここで議案書の 31 ページをご覧いただきたいと思います。

議案書の 31 ページの下から 3 行目、整備条例第 24 条は、「幕別町母と子の家条例」等の廃止についてであります。

第 1 号の「幕別町母と子の家条例」から、32 ページにわたりますが、第 6 号を除いて第 7 号の「幕別町勤労者福祉会館条例」までの 6 条例で設置している公の施設は、

それぞれ近隣センターとしても位置付けしておりますことから、これらの条例を廃止しようとするものであります。

第6号の「幕別町乳用雌子牛哺育施設管理条例」は、近年、哺育施設の利用実績がなく、今後の利用も見込めないことから、町営牧場運営委員会の答申に基づき、同条例を廃止しようとするものであります。

次に、附則についてであります。

第1項は、この条例は令和4年10月1日から施行するとし、ただし第18条の幕別町火葬場条例の一部改正規定は、令和4年4月1日から施行するものであります。

第2項及び第3項は経過措置であります。

第2項は、施行日前に改正前の幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例、幕別町農業担い手支援センター条例、幕別町営牧場条例及び幕別町スキー場条例規定によりなされた処分、手続きその他の行為は改正後の各条例の相当規定によりなされたものとみなすとするものであります。

第3項は、令和4年4月1日前に改正前の幕別町火葬場条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の幕別町火葬場条例の相当規定によりなされたものとみなすとするものであります。

第4項は、幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部改正であります。

第2条の表中、幕別町駒畠出張所の位置を、幕別町字駒畠 514 番地 28 に改めるものであります。

第5項は、幕別町立へき地診療条例の一部改正であります。

第1条中、駒畠診療所の位置を、幕別町字駒畠 514 番地 28 に改めるものであります。

以上で議案第24号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例の説明を終わります。

続きまして、議案第25号、幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

議案書の33ページ、議案説明資料の84ページをお開きください。

地方自治法第227条は、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」とし、第228条第1項において、「手数料に関する事項については、条例で定めなければならない」と規定しており、この規定に基づき、「幕別町手数料条例」をはじめ、それぞれの条例を定めているものであります。

本条例は、幕別町使用料等審議会の答申を受け、策定しました「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、複数の条例で規定している手数料について、一括して改めようとするものであります。

見直しの範囲は、手数料の算定方法を明確化する観点から、手数料のうち、提供する役務に要する経費、人件費等実費相当額と手数料の関係において、一定のルールに基づき統一的な算定方法により料金設定が可能なものとしております。

このことから、一定のルールによらない戸籍等交付手数料など法令等により料金が定められているもの、水道事業など地方公営企業法に基づき、独立採算を運営原則としているもの、北海道からの権限移譲の際に標準手数料等が示されているもの、加えまして近隣自治体と均衡を図り決定しているものなどについては、現行どおり、それ

それぞれの目的、性質に応じて個別に手数料を見直すこととしております。

これらのことから、7つの条例について一括して改正を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の84ページをご覧ください。

整備条例第1条は、「幕別町行政不服審査条例」の一部改正についてであります。

第4条は、手数料等を規定しております。

第1項は、行政庁の処分に対する不服申立てに関し、審査会に提出された審査請求人等の提出書類の写しの交付手数料について定めております。

この提出書類の写しは、これまで、手数料につきましては無料とし、実費費用として幕別町情報公開条例別表に準ずる額、すなわち、モノクロ印刷で1枚10円、カラー印刷で50円を徴収しておりました。

しかしながら、行政不服審査法第38条及び第78条では、当該交付手数料は実費の範囲において政令で定めるものとされており、これを受け、行政不服審査法施行令第12条は、モノクロ印刷で1枚10円、カラー印刷で1枚20円と定めております。

この規定にのっとり、今回の見直しに併せて、手数料として、モノクロ印刷を1枚10円、カラー印刷を本町での実費を考慮して1枚30円に改め、併せて項建ての整理を行うものであります。

あわせまして、用紙の両面に印刷した場合の手数料について、規定を設けるものであります。

第4条第3項の改正は、文言整理であります。

85ページをご覧ください。

整備条例第2条は、「幕別町情報公開条例」の一部改正であります。

別表は、第14条の規定に基づき、公文書の写しの作成に要する費用を定めております。

(1)モノクロ印刷を1件310円に、1枚増すごとに10円を加えた額に、(2)カラー印刷を1件330円に、1枚増すごとに30円を加えた額に改め、(4)光ディスクに複製したものの作成に要する費用を1件300円に、700メガバイトごとに100円を加えた額と定めるものであります。

備考は、用紙の両面に印刷した場合の手数料について、規定を設けるものであります。

87ページをご覧ください。

整備条例第3条は、「幕別町個人情報保護条例」の一部改正であります。

条例の第2条第7号は、法律改正に伴い、引用法令を改めるものであります。

別表は、第20条の規定に基づき、公文書の写しの作成に要する費用を定めております。

整備条例第2条の別表と同様の内容に改めるものであります。

89ページをご覧ください。

整備条例第4条は、「幕別町手数料条例」の一部改正であります。

別表(第2条関係)は、手数料を徴収する事務ごとに手数料の額を定めております。右側の改正条例に沿いまして、ご説明いたします。

89ページから91ページにかけての別表左端の「番号」2から4の項は、「優良住

宅新築認定申請手数料」及び「優良宅地認定申請手数料」を定めております。

租税特別措置法の連結納税制度に関する条項が削られたことから、改めるものであります。

91 ページから 95 ページにかけての 24 から 31 の項は、「印鑑登録や戸籍の附票などの交付手数料」を、95 ページから 97 ページにかけての 33 から 38 の項、40 の項は「税に係る証明手数料」を、98 ページの 40 の 2 の項は「介護保険料納付証明手数料」を、40 の 3 の項は「後期高齢者医療保険料納付証明手数料」を、99 ページの 40 の 4、41 の項は「地籍図等の閲覧手数料や地図、図面等の写しの交付手数料」を、99 ページから 100 ページにかけての 42 の項は「農地などの現況証明手数料」を、43 の項は「農業経営基盤強化促進法による嘱託登記手数料」を、50 の 2 の項は新たに追加いたします「都市計画法適合証交付手数料」を、101 ページの 58 の項は「その他の証明書等手数料」を定めております。

本項に定める手数料は、「基本方針」を適用し、利用者に費用の 100%の負担を求めることを原則として、額を算出しております。

算出方法につきましては、時間当たりの人件費単価に 1 件当たりの事務処理時間を乗じたものに、消耗品や印刷製本費などの物件費やそのほか必要経費を加えたものであります。

人件費単価は、算定年度の前年度の係長職から主事補職の平均単価を統一単価として使用しております。

102 ページをご覧ください。

整備条例第 5 条は、「幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正であります。

ページ下段の別表第 1（第 17 条関係）は、一般廃棄物の処理手数料を定めております。

最下段から 103 ページにわたりますが、し尿処理手数料を「基本方針」に基づき算定し、基本料金 300 リットルまでを 1,830 円に、超過料金 20 リットル増すごとに 122 円に改めるものであります。

別表第 2（第 20 条関係）は、「一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可」申請手数料であります。

それぞれの再交付に係る手数料を 2,100 円に改めるものであります。

104 ページをご覧ください。

整備条例第 6 条は、「幕別町水道事業給水条例」の一部改正であります。

使用料・手数料の見直しに関する基本方針において、水道事業及び簡易水道事業に関する手数料は、会計自体が地方公営企業法に基づき、独立採算による運営を原則としているため、基本方針の適用除外として、個別に見直すこととしております。

本条例に規定する手数料については、法令等に基づく事務処理に要する人件費をはじめ、物件費等の積み上げを行い算定しましたところ、改定の必要が生じたことから、このたび改正を行おうとするものであります。

現行条例は、第 27 条第 1 号の規定に基づき、105 ページの別表第 3 において、指定給水装置工事事業者申請と設計審査、工事検査に係る手数料を定めております。

指定給水装置工事事業者申請は、現行、「新規・更新」と「変更」のそれぞれに管内、管外ごとに手数料を定めておりますが、「新規・更新」を管内管外の別をなくし

一本化し、104 ページに戻りますが、第 27 条第 1 号で 1 件につき、1 万 2,600 円と改めるものであります。

「変更」については、受理をもって「変更」行為が完了する届出で、町が交付する文書もなく、迅速な事務処理時間でありますことから、廃止するものであります。

第 27 条第 2 号は、設計審査と工事検査の手数料を、別表第 3 のとおり、新設又は改造の別に金額を改めるものであります。

105 ページをご覧ください。

設計審査手数料の新設 1 件を 7,000 円に、改造 1 件を 4,500 円に、工事検査手数料の新設 1 件を 6,500 円に、改造 1 件を 4,800 円に改めるものであります。

106 ページをご覧ください。

整備条例第 7 条は、「幕別町簡易水道事業給水条例」の一部改正についてであります。

第 26 条第 1 号に基づき別表第 2 において定めております設計審査と工事検査の手数料を改めるものであります。

これにつきましては、水道事業と同額に改めるものであります。

ここで、恐れ入ります。議案書の 36 ページをご覧ください。

附則についてであります。

37 ページになります。

第 1 項は、この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行するとするものであります。

ただし、第 3 条中、第 2 条第 7 号の改正規定及び第 4 条中、別表 2 の項から 4 の項までの改正規定、この規定につきましては、条例に引用している法律の改正規定であります。この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

第 2 項と第 3 項は、経過措置を定めております。

第 2 項は、改正後の幕別町行政不服審査条例第 4 条、幕別町情報公開条例第 14 条、幕別町個人情報保護条例第 20 条及び幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 20 条の規定、これらの規定は、文書の写しの交付手数料などありますが、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、従前の例によるものとするものであります。

第 3 項は、改正後の幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 17 条の規定、一般廃棄物の処理手数料の規定であります。施行日以後に処理するものから適用し、同日前までに処理したものにつきましては、従前の例によるものとするものであります。

以上で、議案第 23 号、第 24 号、第 25 号の説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたが、この際、14 時 30 分まで休憩といたします。

14 : 20 休憩

14 : 30 再開

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明が終わりましたので、一括して質疑を受けたいと思います。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 3か所質問をしたいと思うのですけれども、1つはふるさと味覚工房についてです。

1時間当たり700円の料金になるということなのですが、こちら使っている利用者は、パンを作ったりみそを造ったりすることに使われていることがあるとお聞きしています。それぞれどちらも四、五時間かかるような料理の内容でして、そうしましたら、4時間としても2,800円ということで、結構な高額な金額になるということで、大きくなるのかなと思うのですけれども、利用者からそういった声が懸念されていることはないのかということが1点。

もう一点は、体育施設についてです。

プールの料金を取るということになっているのですけれども、お子さんの利用は無料なのですけれども、幼児だとか低学年だとかは、今は基本的に保護者も同伴して着替えなどをフォローしたりしているかと思うのですけれども、そういった保護者の利用料金はどうなるのかという質問です。

最後は、体育館についてです。

町の少年団に登録している子どもたちのチームは、利用料がかからないということですが、少年団に登録していない子どもたちのチームは、有料になるということなのだと思うのですが、そうした利用者から、自分たちのところは料金がかかるということについて、懸念というか疑問の声がないのかどうかということ伺いたいと思います。

○委員長（若山和幸） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（山本 充） ふるさと味覚工房の使用料がかかることについて、利用者からのそういった懸念ということで、基本方針というか、その関係団体及びそこを利用されている利用者の方にも御意見を伺いましたところ、基本方針でも示したとおり、負担の公平性ということの確保ということについて理解をするということで、使用料金がかかることについては、致し方ないなというような意見を伺っております。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 町内のプールの利用料金、一緒に施設に参ります保護者の料金のことだと思います。子どもにつきましては、料金かからず利用していただけるのですけれども、保護者につきましては、プールに入る場合だと料金をいただくような考えであります。

あと体育施設であります。町内の少年団等に入っている場合につきましては、料金のほうがかからないのですが、特段、町内の子どもたちで構成するチーム、そういった方々から今の段階では、問い合わせ等そういったお話は寄せられていない状況であります。

以上です。

○委員長（若山和幸） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） プールについてですが、保護者はプールに入らなくても利用料を取るということになるのでしょうか。着替えとか見守りで入らざるを得ないと思うのですけれども、幼児や低学年は。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 親御さんとプールと一緒に来まして、プールの中に入ら

なければ料金のほうはかからないというふうに考えています。

○委員長（若山和幸） よろしいですか。ほかに。

小田委員。

○委員（小田新紀） 使用料について、質問させていただきますが、議案書の 11 ページのコミュニティセンター並びに 16 ページ幕別町ふれあい交流館に関わる、いわゆる大集会室だったり多目的ホールの 1 時間単位についての使用料の算出については、理解しているわけですが、そこを使用面積に応じて案分という部分も分かります。100 円未満の端数ということで、それについては分かるのですが、例えばコミュニティセンターにおいて、3 分割、3 分の 1 使いますという場合において、500 円、単純に 500 円割る 3 というような計算かと思いますが、そこで 1 時間使う金額と、2 時間使う金額だと、1 時間だと 100 円ですか。2 時間ですと 300 円になると、端数の計算で行くと。そういった形に多目的ホールも北ふれあい交流館もなるわけですがけれども、それは把握された上での設定になるのか。ちょっと利用者にとったら分かりづらいかなというようなことですが、いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 回答をお願いします。

政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 今の面積案分、3 分割等の関係でしたけれども、確かに小田委員おっしゃいますように、計算の仕方としましては、例えば 100 円の部屋で 3 時間使いましたと。そのうちの 3 分の 1 を使っていたということであれば、100 円掛ける 3 時間の後に 3 分の 1 をして、端数を、100 円未満を切り捨てるということになっておりますので、確かにそういった 1 時間 2 時間で、ものによってはそういった単純に倍になるとか 3 倍になるとかという、計算は単純にそういった形にならないというケースは、今のところで確かにあるというような状況であります。

○委員長（若山和幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） そのようなケースがあるということで把握をしているということですが、今のところということではあるわけですが、そこは整理される可能性もあるという押さえですか。それともそのまま。

要は計算上はよく分かるのです。よく分かるのですけれども、利用される町民の皆さんにとってはなぜ 1 時間増えると、割増料金みたいな感じに押さえられてしまうのかなというふうに思うのですが、もう一つ言えば、総務文教委員会に関わる、所管する場所ではありますが、札内スポーツセンターや農業者トレーニングセンターにおいても、実態としては 8 分の 1 という利用が多い。あと、農業者トレーニングセンターでは 6 分の 1 という利用が多い中で、今の料金設定ですと端数が、微妙な端数が生じてしまうというふうに考えるわけなので、ちょっと併せてお願いいたします。

○委員長（若山和幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） すみません。先ほどの言葉があれでしたけれども、今のところではなくて、そういった取扱いとさせていただくということでもあります。

そもそも私ども 100 円未満切捨てとさせていただいたのは、料金徴収の事務の煩雑化等も考えて、なるべく単位を分かりやすい単位で徴収したいということと、そうしたときに、四捨五入するのではなくて、切捨てをするということで、いわゆる負担を減らす方向の端数処理をさせていただいているというところがございますので、先ほど言ったように 1 時間 2 時間で比較すると、そういった形にはなってくるのですけれ

ども、本来で行けば端数は切捨てということで、負担の減の方向の形で処理をさせていただきたいということで考えているというところであります。

あと8分の1云々もございましたけれども、いずれにしても100円未満切捨てというような扱いで、全て料金のほうを設定させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（若山和幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） これで最後にしますけれども、そういったいわゆるその数字が出てくる理由というのは、非常によく分かります。これまでの説明も含めて。ただ、そうはいってもやはり利用されるのは町民の皆さんであって、一々その説明をして、町民の皆さんも理解されるのかされないのかというところについては、非常に微妙だなとふうに思うところもありますし、今後も、この後も使用料の設定の見直しというのは、引き続きずっとされるということは事前に伺っておりますが、そういった中で、いかに利用者の皆さんが分かりやすくというところが、実態に即したというものを少しさらに研究を進めていきたいなということを求めて、質問を終わります。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑はありませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 札内コミュニティプラザの使用の状況を説明をお願いしたいと思うのですが、ここに占用使用区分とありますけれども、ギャラリーとかフリースペース、そういうところの利用について町民から分かりづらいという声があったのですけれども、今、ギャラリーとしていろいろな展示や何か、壁などに展示して利用している団体、個人もありますけれども、そういうところの利用料金ですとか、例えばもう一つは食事どころノンノがありますよね。あそこで食事を頼んだ場合には、これはフリースペースで食事をするとか、そういう状況になるのですけれども、そういう場合の使用料はどうなるのかということです。

それと、料金を払うときに、料金の支払い方法はどうなるのか。現金なのかどうなのか、どこに納めるのか。そういう支払方法も疑問に思うという声もあるので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 住民課長。

○住民課長（武田健吾） コミュニティプラザのギャラリーですとか、あと食事をした場合に使うのはコミュニティホールになるかと思うのですけれども、そこについての使用料がどうなるかという御質問であったかと思います。

はじめに、ギャラリーにつきましては、通常は壁に作品や展示物を飾っていただいて、それを鑑賞してということが通常になるかと思います。

使用料の算出につきましては、床面積をベースにして算出をしておりますので、床を占有されるような使い方でない限り、壁で展示物を飾るとか、そのことについては使用料はかからないというふうに考えております。

また、食事などでコミュニティホールを使う場合、基本、こちらで別表に書いてありますように、占用使用ということですので、全く食事等によってそのコミュニティホールが全然使えないような占用の仕方、そういうことについての料金体系というふうに考えておまして、例えば食事で1つテーブルを使うとか、そのことに対して料金が発生するというふうには考えていないところでございます。

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 説明、もう一つ、委員長、料金支払いの質問も1点あったのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（若山和幸） はい。

○委員（野原恵子） コミュニティプラザで、親子で使用している道具や何か置いてあるスペースがありますよね。親子で使っているところがあるのですけれども、そういうところの使用料というのは、どのような判断になるのか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） まず、料金支払いについて。住民課長。

○住民課長（武田健吾） すみません。先ほど答弁漏れがありましたけれども、料金の支払い方については、そこを使用したものを札内支所等の窓口のほうでお支払いいただいてというふうに考えております。

あと、キッズルームの使用につきましては、現在もそうなのですが、保健課のほうで親子で楽しんでいただくということで、会議室3はキッズルームと呼んでいるのですけれども、そこを平日の9時から5時まで開放いたしまして、利用いただいているということで、これは町のほうで用意している時間帯、親子の交流時間ということでございますので、料金については免除ということで考えております。

○委員長（若山和幸） よろしいですか。ほかに、質疑はありませんか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 2点ほど伺いたいします。

資料の46ページの体育施設条例と都市公園等条例に関わることなのですが、札内川河川敷緑地、いわゆる札内川の運動場で、今回新しく料金が設定されて徴収するというお話でありました。ほかの町村、十勝の音更も、十勝川河川敷あります。料金取っていません。なぜ幕別町だけこういったことになったのか。

もしくは、十勝川河川敷は十勝振興局から土地を借りて、町が施設を建てて運営しているところではあるのですが、やはりそういった関連からも町としては、そういったところからお金を取るということに多少疑問が起こるものですから、なぜこういった状態になったのかご説明をいただければと思います。

資料の57ページの働く婦人の家条例についてなのですが、先ほど答弁のほうで、母と子の家の条例から6条例については、近隣センターとしての役割があるため廃止という説明でありました。

要は、こちらの働く婦人の家も同様な措置が必要ではないかと思うのですが、今回ならなかった、いわゆる住民の利用状況を鑑みて、女性労働者限定になっているということについて、どのような経緯があったのか、説明をお願いします。

○委員長（若山和幸） 札内支所長。

○札内支所長（新居友敬） すみません。先ほどの野原委員の質問の関係だったのですけれども、占有使用ということで料金が発生するというので、あくまでも個人の使用については、一切無料開放、料金はかからないということでございます。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 働く婦人の家と他の近隣センター等、併設になっている施設の廃止の関係です。

働く婦人の家につきましては、昭和56年度建設で57年度から供用開始になっています。57年度の際に、国と北海道から補助金を利用させていただいて、建設させてい

ただいて、財産の処分は50年です。残りまだ11年ほどあるわけなのですけれども、他の施設につきましては、同様に補助金ですとか起債で建設をしているのですが、補助金のその対応、財産の処分期間が切れているものですので、多くは近隣センターとして利用されているので、この際、廃止したものであります。

今、働く婦人の家につきましては、まだ補助金の関係の手続も必要になってくるものですので、継続して今回併せて条例の改正をしているという状況であります。

以上です。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 札内川の河川敷地にあります体育施設の関係だと思えますが、利用される方々の、当然受益者負担の原則からしまして、公平公正に基づきまして利用料金のほうは設定させていただいたというところであります。

以上です。

○委員長（若山和幸） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 近隣センターにつきましては分かりました。道との補助金の関係だということは、まず11年間なかなか触ることができないということで理解したところです。

やはり住民の人たちから、あの辺に実は近隣センターがないものですから、ぜひあそこも開放してほしいという声もあったものですから、ぜひ今後検討も進めていただければと思います。

あと、札内川河川敷です。要はいろいろな人たちが使う。要は利用料を取ると、単純に例えばですけれども、バスケットコートなどというものは、大人も使いますし、子どもも使います。例えば大人がここは自分たちが料金を払ったのだと言ったら、子どもたちが使えないというような状況にもなってくるのです。いわゆるストリートバスケットという認識、いわゆるいろんな人たちが集まって、そこで同じスポーツを楽しんで行うというものを考えたときに、なぜここも料金を取っていくのか、そういった認識がないのか、いわゆるみんなでスポーツを楽しむという意味でも、そういった柔軟な発想は必要だったのではないかと思います。どうでしょうか。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、ご質問いただきましたのが、例えばバスケットボールのコートですね。そもそも体育施設はいろんな方が交流する施設でありますし、大人から子どもまで、多くの方に使っていただきたいというふうに願っているところであります。

また、そういった場合ですと、大人の方が料金を払って、どうしても占有したいということであれば、自分たちだけで使うのでしょけれども、子どもが来てやりたいというのであれば、そこは本当に一緒に交流を交えて使っていただくのが本当に理想かなというふうには考えています。

以上です。

○委員長（若山和幸） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） そうなってきますと、要は利用者の善意ということですよ。利用者が今回は自分たちが使いたい。でも、町としてはみんなで使ってほしいと。でも料金が発生している以上は、その利用している方の利用の仕方が最優先されるべきことではないのでしょうか。いわゆる町が善意を酌んで料金を決めましたではなくて、

町としてもこういった方向で利用者を獲得と言ったらあれですけども、利用者に求めていくのかというのは、もう少し考えていくべきところではないのでしょうか。どうですか。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 施設を管理する上では、それなりに経費がかかっている。そこを使うことに関しまして、相当の料金をいただくという観点から、繰り返になりますけれども、占有して使いたい方もいるでしょう。そこは善意に任せるというわけではないのですけれども、いろいろな施設を本当に有効に使っていただきたいなという思いはあります。

そこを使わなくても、いろいろなところで公園の中では遊べる施設もあると思いますので、バスケットに限らず多くの方々に利用していただければというふうには思っています。

以上です。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 近隣センターの関係で、ちょっと私の説明が言葉足らずで申し訳なかったのですけれども、働く婦人の家は、57 年供用開始と同時に、札内の中央近隣センターとしても設置していますので、地域の方が利用できる施設ということとは継続して行われるということでもあります。

以上です。

○委員長（若山和幸） いいですか。ほかに、質疑ありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 関連も含めて質問させていただきます。

ただいまの近隣センターの関係であります。

もともと私は今回の料金改定につきましては、大変大きな疑問を持って臨んできました。

受益者負担の見直しという点では、また町民の利用している人の均衡を保つと、使っていない人と使っている人との差は生まないというようなことで、いろいろ説明を受けましたけれども、基本はコミュニティ活動あるいはスポーツも含めて、住民の日常社会生活の支援ということでもありますから、今までの減免の姿勢あるいは極力低廉で提供するというのが大前提だと思っています。その上で、今説明がありました中でこのことなのですが、近隣センターです。

働く婦人の家もそうなのですけども、近隣センターとして設置されながら、他の団体が使用している。以前は青葉町の施設がそうだったのですけれども、そういうところは現在も残っているのでしょうか。使用料に関わっては、そういう点ではどのように対応されていくのか。

それと、この近隣センターの場合には、基本免除というところが、随分適用されて使われていくのだらうなというふうに思います。しかし、これまでの経過がありまして、運営は、近隣センター運営委員会というのが設置されておりまして、運営の仕方が様々な違いがあるというのが現実です。

そこで、今回こういうような統一した料金設定される中で、そういった運営に関わって、運営の在り方についても統一されていくのかどうかということです。

それから、以前から質問させていただいておりました目的外使用なのですけど

も、地域性が高い近隣センターにつきましては、その地域での様々な地域としての所有物が保管されております。そういったものに対する使用料等については、どういう検討をされて結論を出されているのかということです。

まず、その関連もありましたので、近隣センターについて、まず伺っておきます。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） まず1点目の、近隣センターと違う目的で使われる設置条例の整理の関係だと思われるのですが、今回の条例の関係で、附則でも廃止をさせていただいていますけれども、ふれあい交流館と働く婦人の家、こちらは今でも、今回も近隣センターと2枚看板で行こうという整理をさせていただいています。他のものについては、今回廃止条例で廃止をさせていただきますので、別々というものは解消されるのであろうというふうに考えております。

それと、2点目の運営委員会でそれぞれ様々な管理をしているということでもあります。使用料の検討に向けて、昨年9月に各運営委員会に対しまして、我々も地域にお願いしていたところがありますので、アンケート調査を実施しております。実際どういった予約の状況なのか、それとか管理の状況です。そういったものを取りまとめて、今後、今、まだ集計中なのですけれども、その結果を踏まえて、ある程度行政側で統一的なマニュアルを作って、料金発生時にはこういう形でお願いしますというものを作成して、今後、地域に説明をしてまいりたいというふうに考えております。

最後3つ目の地域における物品の整理です。今、全体でも調整中なのですけれども、基本的には、コミュニティ活動で使うものが近隣センターに置かれていますので、基本的には使用料発生しない、行政財産の目的外使用ということで、料金を取らない方向で、今、検討している状況です。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 2枚看板のところが整理されていくということでもありますから、例えば今のこの条例を見ますと、働く婦人の家などは、使用は働く女性に限るという表示の仕方をされるわけですね。しかし中央町の近隣センターとしても使われるということであれば、その辺の整理というものは必要ないのでしょうか。条例の文面だけを見ていけば、中央町の近隣センターとして使うということは、条例に反する使い方になるのではないかというふうに思うのですけれども、どのように整理されていくのでしょうか。

運営の在り方については、46 か所、47 か所ですか、ありますので、これは地域の方のご協力を、もっと言えば公区ですね。公区の方の多大なご協力の下で、なかなか管理人さんも、なっただけの方少ない中で頑張ってもらっているというのが実情だと思います。

そういうことの高齢化も含めて、困っているというような地域の状況もありまして、運営の基準と併せて、管理人さんには一定の管理料というのもお支払いされていると思うのですけれども、今の公区の運営委員会方式のままでいいのかどうかというところまで踏み込んでいかなければならないときではないかと思うのです。その点、もう一度、これからというふうにおっしゃられましたけれども、そういう問題意識も持ってられるのかどうか、伺いたいと思います。

それから使用の中身についても、様々なというふうに言いましたけれども、様々なのです。それで、そこそこの施設によっての料金の、料金は町で決めているのでし

うけれども、違いもこれまででありましたし、使用者が全て清掃から鍵開けから何から全部するというところと、本当に場所を借りるだけというようなところとあったわけです。そういうことも含めて、どのように押さえていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

物品のことにつきましては、かなり、どこのところにもあるのだと思います。公区の歴史が長ければ長いほど、そこに伴う書類や備品があるのだと思うのです。基本かからないということでもありますから、私はやはりほかのことについても、やはり地域のコミュニティを支援していくということであれば、本来その目的外使用についての料金設定というのは、一考を要するものだと、改めて申し上げたいと思います。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 働く婦人の家の関係です。確かに条例上、働く婦人の家は、女性の労働者のための設置のそういった相談の場所ですとか、そういった目的で設置をされて、そういった補助金を活用して公の施設として利用しているところがありますが、今、実態としては、ほとんどもう一つの看板であります近隣センター、地域のコミュニティの場として利用されているというところで、先ほどちらっと荒委員の説明にもさせていただいたのですが、補助金の手続上まだ期間が残っているものですので、廃止をせずに広く今現状においては、2枚看板で供用をしてまいりたいというふうな考え方の整理に至っているという状況であります。

もう一つ、近隣センターの運営の在り方の検討ですね。毎年運営委員会、運営委員長と会員さんが集まっていたいて会議を開催して、そこでいろいろ課題ですとか、そういったものを吸い上げさせていただいています。さらに先ほど申し上げましたように、今、アンケートの中でも困っている点ですとか、運営に係って不便な点、そういったものを、今、これから個別にも聞き取り調査を行っていきますので、今、ご指摘のあった内容についても、踏まえて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） ほかに、質疑ありませんか。

芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 雑多なことなのですが、総務文教常任委員会で使用料のことについて、4,900万円ぐらいになって、3,100万円ぐらい上がりますという、その報告が出されたのですけれども、そのところに手数料がどれぐらい営業額が出てくるのか、どれだけ増えていくのかということが、町民からの話で、使用料のことについては資料頂いてますから、話はできるのですけれども、手数料でどれぐらい、そうしたら町が増えるのかというふうなことについて、どこかに書かれてありましたら、お示しいただきたいし、書いてなかったらお知らせいただきたいなと思っています。

○委員長（若山和幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 今、手数料が見直しによって増減額どのぐらいになるかということでしたけれども、こちらにつきましては、全員協議会のほうで資料のほうをご提示させていただいておりまして、今お手元にあるかは分かりませんが、例えば1月31日の全員協議会ですと、資料の4というA3縦置き表になるのですけれども、こちらのほうで現行料金と新料金の表を書いておりまして、その中で増減額ということで、一番下の欄に行きますと、122万6,500円、これだけ収入の増

が今のところ試算としては見込まれるということで、想定をしております。

○委員長（若山和幸） ほかに、質疑ありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 使用料の関係で、保健福祉センターについてお伺いいたします。

保健福祉センターは、主に社会福祉協議会等が使用されている施設でありますけれども、先般いただきました資料の中で、今回改正によって 552 万 2,000 円の収入ということが提示されたのですが、そのときに同じように、しかし社会福祉協議会に対して、貸付金が 537 万円あるので、それを含むという資料の中身だったのです。この辺の関連がよく見えないものですから、ご説明いただけますでしょうか。

同じような提示の仕方が、忠類ふれあいセンター福寿でもあるのですけれども、それらもご説明いただけますか。

あと、手数料の関係で、かなり引き上がるもの、そうではないもの、コピー代などについては、これまで 1 枚 10 円だったものが、いわゆる基本料金のようなものがかかってプラスされていくというようなことであります。

考え方として、こういうふうになったのは、人件費、そしてそれに関わる時間というのを案分して決めていきましたという説明をいただいたのですが、こういった考え方、以前お伺いしたときに、北海道などもそのような算出の仕方をしているということでご説明いただいておりますが、本来、職員の人件費というものは、もちろんここに携わってかかっているわけですが、しかし、こういういわゆる住民票の提示だとか、印鑑証明の提示だとかということがなくても、人件費というのは変わらずかかっているわけですね。そこを切り抜いて計算されるということに、どうも納得がいかない、違和感を感じるのですけれども、再度ご説明いただけますでしょうか。

○委員長（若山和幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） まず 1 点目の使用料の関係なのですが、保健福祉センターと、ふれあいセンター福寿の中で、備考欄のところに社会福祉協議会の貸付収入、幕別振興協会貸付収入ということで記載があるのですけれども、こちらのほう、もともとそれらの建物に対しまして、事務所として社会福祉協議会ですとか、振興協会が建物のほうを利用しております、その分につきましては、今現在、行政財産の使用料に関する条例に基づいて、いわゆる目的外使用のほうの収入で計算をさせていただいて、今、収入をいただいているというその収入額が、この 537 万円ですとか 374 万円ということですので、これにつきましては、今回の見直しということではなくて、今までどおり収入される分ということですので、いわゆる増減のこの表の中に、この分が含まれているのですけれども、単純に今回の使用料の見直しで増える分となりますと、この分を除いていただいた額が、その施設でそれぞれ使用料の見直しによって増える額ということとなっております。

ですので、例えば保健福祉センターですと、増減額が 22 万 2,500 円ということで、その部分が単純に見直しによって増える額ということとなっております。あわせて、ふれあいセンター福寿につきましては 11 万 1,500 円が、単純に今回の見直しで増える分ということとなっております。

手数料の人件費につきましては、基本的にはその役務に対しての経費を手数料として徴収するという考えでありますので、役務につきましても特定の方に対して提供す

る役務ということで、それに係る経費というものにつきましては、人件費も含めて、今回算入をさせていただくという考えであります。

これにつきましては、例えば北海道から権限委譲を受けているようなもので、参考料金として今使っている料金、それらも北海道を含めて、全て人件費を含めた形での数字となっているということでありまして、考え方につきましては、私どもも同じ考え方で、今回、料金設定のほうをさせていただいているというところであります。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 社会福祉協議会あるいは幕別振興協会ですね。振興協会は事業所として運営されているというところは理解するところですが、これは社会福祉協議会も独立した会計でやっていらっしゃるから、当然家賃もかかるというふうには思うのですけれども、ただ、本来的にはもともと社会福祉協議会というのは、幕別町の建物の中に入っているわけですよね。随分以前の話になりますけれども。それから移られていったのですけれども、本来、行政、公的機関がやらなければならない社会福祉に関わる様々な業務を担っていただいているというところで、そこで営利目的の事業などというのは、ほとんどないわけですが、そこに家賃が発生するということが、発生していたのだということを今知りまして、なかなかそういう点では、それが合理性のあるものかどうかということは、甚だ疑問に思いますが、どうでしょうか。

それと、確かに1枚書類を出すのに、頂いた人は必要があってもらうわけですから、それはそういう意味では受益者です。ただ、人件費をなぜ切り取ってという言い方をさせてもらったのですけれども、係長職でということですが、これは何というか、付け足しみたいな言い方にもなってしまいかもしれませんが、対応される方はいろいろな方がいらっしゃるわけです。会計年度任用から所長さんから何から。そこを係長にしたということも、説得力のある積算基準ではないなというふうに思いまして、本来、戻りますが、人件費などは、全て町の予算の中の基準財政の中で見られるものでありますから、そういったことを算定にして一枚一枚引き出すということよりは、実際に紙代だとかコピー代だとか、そういう諸経費はかかるわけですから、そういったところから算出されることのほうが合理的なことではないかと、私は思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（若山和幸） 福祉課長。

○福祉課長（檉木良美） 保健福祉センターの社会福祉協議会の貸付収入の関係になりますけれども、社会福祉協議会自体からのそういった負担金をいただいているのではなく、社会福祉協議会で行っておりますデイサービスセンターが、収益事業になりますので、そちらの分の負担分をこの貸付収入という形でいただいているような状況となっております。

○委員長（若山和幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 手数料の人件費の考え方ですが、大分前の総務文教常任委員会でも中橋委員からご質問があったというふうに、私は記憶しております。

その際も私のほうからも答弁させていただきましたけれども、やはり今課長が言ったとおり、特定のやはり業務を、特定の人に特定の役務を提供すると。私どもは、やはり職員は確かにそういうものを含めて、そういう業務も含めて職員は配置されてお

りますけれども、それだけではなく、全体のやはり町民の福祉向上といった面において、私たちも働いているつもりでございます。そういうこともあるのですけれども、やはり本当に特定の人が特定の、どちらかという印鑑証明だとか、例えば税の証明だとか、そういうのは何か身近なものに感じるのですけれども、それ以外の、そうしたら手数料についてはどうなのだろうと。やはりそれと同じなのですね。住民票も印鑑登録の証明書も税の証明書も、そういうことにおいて、特定のそういう業務について、特定の役務を受けるものについては、やはり応分の負担をしていただくという考え、もうこれに尽きる部分でございますので、そこはご理解いただければというふうに思っております。

○委員長（若山和幸） ほかに、質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員の退席のため、暫時休憩いたします。

15：17 休憩

15：18 再開

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、各委員のご意見を伺いたいと思います。

議案第 23 号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例について、各委員のご意見を伺いたいと思います。

意見のある方は、挙手をお願いします。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） なければ、議案第 23 号に対する意見は、以上で終了いたします。

次に、議案第 24 号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例について、各委員のご意見を伺いたいと思います。

意見のある方は、挙手をお願いします。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） なしとのことです。なければ、議案第 24 号に対する意見は、以上で終了いたします。

次に、議案第 25 号、幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、各委員のご意見を伺いたいと思います。

意見のある方は、挙手をお願いします。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） なければ、議案第 25 号に対する意見は、以上で終了いたします。

議案第 23 号から議案第 25 号までに対する説明、質疑、意見まで、全てが終了いたしました。

この後の、討論、採決は総務文教常任委員会が行うこととなりますが、議案第 23

号から議案第 25 号までの 3 議件に対して、発言漏れ等はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（若山和幸） なければ、以上で終了いたします。

以上で、インターネット中継を終了いたします。

次に、2、その他であります。

この際、皆さまから何かございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（若山和幸） 事務局からありますか。

(なしの声あり)

○委員長（若山和幸） 以上をもちまして、総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会連合審査会の審査が終了いたしました。

連合審査会の閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、終始熱心にご審議をいただき、心からお礼申し上げます。

不慣れな委員長ではありましたが、皆さまのおかげをもちまして、連合審査会の審査を無事終了することができました。

この後は、総務文教常任委員会におきまして、3 議案に対する討論、採決を行い、審査報告をさせていただきます。

皆さまのご協力に対し、心より感謝を申し上げ、簡単ではありますが、お礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

[閉会]

○委員長（若山和幸） これをもちまして、総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会連合審査会を閉会いたします。

15 : 21 閉会